

会 報 <第416号>

次代を築くヒューマン・ネットワーク
一般社団法人兵庫県建築会



令和2年6月1日

<目 次>

- I 特別寄稿 『令和2年度の兵庫県の住宅・建築主要施策』 ……2～5頁
兵庫県県土整備部住宅建築局長 佐藤将年 氏
- II 見学レポート ひょうご景観ビューポイント150選 ……5～6頁
阪神エリア(三田市三輪)
『NO.38 三輪神社参道』 界限
- III 会員寄稿 『AIと建築設計』 ……7～8頁
(株)黒田建築設計事務所 代表取締役専務 浜田洋光 氏
- IV 事業紹介 ファミリーパック(中小企業従業員共済事業)について ……9～10頁
(公財)兵庫県勤労福祉協会 共済部長 足達和則 氏
- V 行事案内、事務局だより ……11～12頁
広報コーナー(住宅再建共済制度)

ひょうごの景観ビューポイント150選
阪神エリア NO.38 (三田市)
『三輪神社参道』



名前

三輪神社参道から見る『三輪神社と参道
沿いのまちなみ』

説明

■ビューポイント <VIEW POINT>
三輪神社参道は、JR・神戸電鉄の三
田駅前から徒歩5分ほどで着くことがで
きます。昔ながらの商家が残る参道は、
デザイン舗装され、参道わきが石畳風に
施されています。

QRコードは150選案内



I 特別寄稿 『令和2年度の兵庫県の住宅・建築関係主要施策』

兵庫県県土整備部住宅建築局長 佐藤将年氏 (特別会員)

建築会の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本県の住宅・建築行政につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度の住宅・建築関係の主要施策の概要を紹介します。なお、一部の市町では利用できない補助制度などがありますので、詳しくは県のHPをご覧ください。

1 安全・安心

1-1 安全に暮らせるまちづくり

(1) 建築確認審査等の適確な実施

安心して住宅の取得、建築物の利用ができるよう、民間の指定確認検査機関や指定構造計算適合性判定機関への定期的な立入調査を含めた指導、監督の徹底により、引き続き、建築確認審査等の適確な実施を図ります。

(2) 建築物耐震化の推進

「兵庫県耐震改修促進計画」(計画期間：H28～R7)に基づき、住宅・建築物の耐震改修を促進する施策を総合的に進めます。また、本年度は現計画の中間年度となるため、住宅及び多数利用建築物の耐震化率、各施策の状況等を基に計画の評価・検証を行い、必要に応じて今後の施策の見直しを行います。



振動実験結果

出典：国立研究開発法人防災科学技術研究

①住宅の耐震化の推進

昭和56年5月以前に着工された旧耐震基準の民間住宅の耐震化を進めるため、「簡易耐震診断推進事業」(耐震診断員の派遣)、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(住宅の耐震改修や建替え工事等への補助)及び「防災ベッド等設置助成事業」(防災ベッド等の設置への補助)による支援を行います。また、詳細な耐震診断に基づく改修工事費の低減モデルを紹介するパンフレットを作成し、市町が行う出前講座・相談会などで耐震改修のPRを行います。

②多数利用建築物の耐震化の推進

大規模多数利用建築物については、耐震改修の設計及び工事を支援します。特に、避難所として利用されるホテル・旅館等に対して重点的に支援します。また、中規模及び小規模多数利用建築物については、耐震診断を支援するとともに、中規模多数利用建築物で避難所として利用されるホテル・旅館等に対しては、耐震改修の設計及び工事を支援します。

(3) 宅地防災の推進

国の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、県と市町が連携して大規模盛土造成地の有無を調査し、「大規模盛土造成地マップ」として公表しています。当該マップの周知により県民の防災意識の向上を図ります。

1-2 安心して暮らせるまちづくり

(1) サービス付き高齢者向け住宅の供給

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」の登録において、健康福祉部との連携のもと、安否確認をはじめとする福祉サービスの内容審査のほか、バリアフリー構造等の技術的審査を行います。さらに、入居開始後においても、実態把握のために定期報告を求めるほか、必要に応じ立入検査を行い、高齢者が安心して入居できる環境整備に努めます。



廃校校舎を活用した
サービス付き高齢者向け住宅
Resort によん in 神河

(2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進

住宅セーフティネット法に基づき、低額所得者、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するとともに、バリアフリー化等の改修や低額所得者の家賃低廉化等を支援するほか、県・市町、住宅関連団体等で構成する「ひょうご住まいづくり協議会」の情報発信や相談窓

口設置等により、円滑な入居等を支援します。

1-3 適切な県営住宅整備・管理の推進

(1) ひょうご県営住宅整備・管理計画の推進及び改定

県営住宅の基本方針や重点施策等を定めた「ひょうご県営住宅整備・管理計画（平成28年5月）」に基づき、適切な整備・管理を推進します。また、令和3年度と同計画の改定に向け、今年度から社会情勢の変化等を踏まえた計画内容の見直しを行います。

(2) 県営住宅の効率的・効果的な整備

建替えや改修による耐震化・バリアフリー化の推進により、ストックの有効活用と居住水準の向上を図ります。



【 R1.9 竣工 明石松が丘第2住宅第1期 】

■令和2年度建替事業着手予定団地（7団地450戸）

明石舞子北第1住宅第2期	（神戸市）
伊川谷住宅	（神戸市）
白川台住宅	（神戸市）
新多聞台住宅	（神戸市）
明石松が丘第2住宅第2期	（明石市）
小野神明住宅第2期	（小野市）
姫路御着住宅第4期	（姫路市）

(3) 社会の動向に対応した県営住宅管理の推進

入居者の毎月募集や優先入居の実施、民間事業者による指定管理業務の実施など、きめ細やかで効率的な管理を推進します。また、多様な世代構成による団地コミュニティの形成を図るため、三世代優先入居の実施や新婚・子育て優先枠の確保などを図ります。加えて、県外からの移住・定住の受皿として活用するとともに、空き住戸を活用した学生シェアハウスなど、地域の実情に応じた取組を推進します。

(4) 建替事業等の県・市連携に向けた検討

県・神戸市で構成する「県市公営住宅連絡調整会議」において、指定管理業務の一元化による効率的な事業実施や近接する県・市営住宅の一体的な建替整備に向けた検討を行います。

2 環境との共生

2-1 自然環境と調和するまちづくり

(1) 太陽光発電施設等の設置の適正化

太陽光発電施設や風力発電施設と地域環境との調和を図り、良好な環境や安全な県民生活を確保するため、施設基準や住民との調整などの手続を定めた「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づき、太陽光発電施設等の適正な設置を誘導します。



【 太陽光発電施設の設置例 】

3 魅力と活力

3-1 地域の活力を生み出すまちづくり

(1) 既存住宅の流通促進

既存住宅の品質などへの不安を解消し、安全・安心な既存住宅の流通を促進するため、「インスペクション（建物状況調査）」の実施を支援するとともに、普及啓発を行います。また、「ひょうご住まいづくり協議会」が運用する「ひょうごあんしん既存住宅表示制度」の普及推進等により、既存住宅の流通促進を支援します。

(2) 古民家の再生

優良な住宅ストックである古民家の再生を促進することにより、既存ストックの有効活用や、伝統的木造建築技術、まちなみ景観の維持・継承を図るため、地域の大工・建築士等の専門家を無料で派遣して建物調査や再生提案を行います。さらに、適切な施設運営計画を策定するために経営コンサルタント等へ調査・評価を依頼する場合の費用及び地域活動や交流・宿泊体験施設、店舗など地域活性化に資する施設へ再生する場合の改修工事費の一部を補助します。なお、本年度から改修工事費助成の補助額を増額します。



【 R1 改修事例 宍粟市（山陽盃酒造） 】



【 R1 改修事例 伊丹市（篋邸） 】

3-2 快適な住まいづくり

(1) 兵庫県住生活基本計画等の改定

県民の住生活の安定の確保・向上の促進を図るため、国が令和元年度に公表した統計調査の分析を行い、「兵庫県住生活基本計画」、「兵庫県高齢者居住安定確保計画」の改定（令和3年度改定予定）に向けた検討を行います。

(2) 空き家対策の総合的推進

今後一層の増加が見込まれる空き家に対して、県・市町・民間事業者が連携し、予防・利活用・適正管理の3方向から総合的に対策を推進します。

予防については、冊子「空き家発生予防の手引」を活用し、県民の空き家対策に関する意識啓発と活用・管理等に関する知識の普及に取り組みます。

利活用については、空き家を住宅や事業所、地域交流拠点として活用する際に改修工事費の一部を支援する「空き家活用支援事業」に引き続き取り組み、県民に分かりやすいよう本年度から補助の定額化を実施します。

適正管理については、危険な空き家の除去費を補助する市町の負担を軽減する「老朽危険空き家除却支援事業」に加え、空き家を地域で管理する場合に市町を通じて支援する「空き家管理サービス支援事業」に取り組みます。

併せて、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町が進める空き家対策に対する情報提供や技術的助言を行います。

4 自立と連携

4-1 交流と連携によるまちづくり

(1) オールドニュータウンの再生

「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、郊外型住宅団地再生先導的支援事業の活用促進により、地域や市町が実施する再生に向けた取組に対して支援を行います。また、地域主体のオールドニュータウン再生のモデルとして、明舞団地において、住み替え相談窓口の運営や明舞祭等のイベントの開催、学生シェアハウスなど若年・子育て世代の転入促進や高齢化した住民の生活を支援する取組を推進するとともに、分譲マンションの再生を支援するモデル事

業にも取り組みます。



【 明舞祭 】

(2) 多自然居住の推進

県と14市町等で構成する「ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会」による「田舎暮らし臨時相談所」の開設、関連イベントへの出展、HPやSNSによる情報発信等により、自然と調和した豊かなライフスタイルの実現、都市と多自然地域の地域間連携の強化及び交流人口の拡大を推進します。

4-2 地域の自立に向けたまちづくり

(1) リノベーションまちづくり推進事業の実施

市街地やニュータウンなどの活力低下への対策として、空き家や空き店舗に起業者を呼び込む「リノベーションスクール」を開催する市町等を支援するとともに、明舞団地において県がスクールを開催します。



【 リノベーションスクール（講演会）】

■ リノベーションスクール

スクールでは、地域内外から受講生を募り、専門家の指導を受けながら、地域内の空き店舗や公共空間などを対象に利活用計画を作成。スクール最終日には、受講生による利活用計画の公開プレゼンテーションを実施。スクール後に計画の具体化を目指します。

5 県有施設の整備

「災害から暮らしを守る施設づくり」、「地球環境保全・省エネに資する施設づくり」、「人にやさしい施設づくり」の3つの整備方針に基づき、県有施設の整備を進めます。



【 R1.8 竣工 兵庫県立大学国際学生寮 】

令和2年度の主要な営繕工事

- ・県庁発祥の地整備事業（初代県庁館、兵庫津ミュージアム）（神戸市）
- ・ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）整備事業（神戸市）
- ・尼崎南警察署新築事業（尼崎市）
- ・伊丹庁舎新館等整備事業（伊丹市）
- ・人と自然の博物館「コレクションナリウム」新築事業（三田市）
- ・防災人材育成拠点整備事業（三木市）
- ・日高高等学校講義棟整備事業（豊岡市）



【 初代県庁館（完成イメージパース） 】

※工事等の発注予定については「入札情報サービス」に掲載しています。

<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

新型コロナウイルスの影響が今後も続くと思われませんが、引き続き県政へのご協力をお願いします。

II 見学レポート ひょうごの景観ビューポイント150選 阪神エリア（三田市三輪） 「NO.38 三輪神社参道」界限

○三輪神社参道～三輪神社

今回のビューポイント見学は、昨年の秋。令和2年度事業のため三田市役所に伺った際に見学したもので少々古いものながら大勢に影響はないのでご了承を願いたい。市役所駐車場（もちろん有料）に車を置き、JR沿いにビューポイントの三輪神社参道へと向かうと、先ず入口にあるのが「御旅所」。（七五三の幟は取材時のもの。）



ここからの参道には、表紙の150選写真を含め、昔ながらの商家が手入れもよろしく軒を並べ、往年の賑わいを偲ばせてくれる。歩道は石畳で舗装され参道の趣を残し、真つすぐ北に三輪神社の鳥居、本殿を望む。

三輪神社の秋祭りは北摂三田の二大祭りとなされ、布団太鼓、曳きだんじり、子供神輿がこの参道を巡行し、神楽保存会による獅子舞が各戸を回り荒神払いが行われる。また、御旅所では神事が行われ神楽が奉納される。



この三輪神社、大和の大神神社から分祀された社で、社歴では765年に天神山に斎場を設け、本社と同じく大己貴神おおなむちをお祀りしたのが始まりとされる。

三輪の地は三輪明神の門前町として早くから開け、三田では歴史的、文化的に古くから発祥し三輪の里といわれている。

その後、南北朝時代に大和国から来た領主・松山禅定が現在地に遷座して、社殿を設け奉祀したと伝えられている。

大和の大神神社には拝殿はあるが本殿は設けず、三輪山そのものを本殿とするが、この三輪神社も創設時は天神山が御神体であったのかと推定するが如何。(天神山とは後背の森?)



○ 三輪明神窯



三輪神社裏の鎮守の森内の古墳群を辿り、暫し散策すると、三田焼の窯跡・三輪明神窯史跡園に至る。三田焼には青磁、染付、色絵があり、青磁は「三田青磁」として有名で、その発祥は三輪地区の北・志手原地区とされ、史跡園の指導員からは、燃料の松を求めて徐々に南下してきたとお聞きした。

明神窯は、江戸時代から昭和10年代まで操業されており、写真は第1号窯跡の連房式登り窯で全3窯が発掘され保全されている。

三田焼きは最後の陶工小西百助氏が昭和50年の逝去により伝統の炎が途絶えた。

現在、この史跡園でNPO法人による三田焼の展示紹介、陶芸学習室の開催などにより、伝承が行われている。



史跡園展示の青磁



第1号窯跡と登窯模式図

※実のところ、明神窯の見学は時間の都合で昨秋にはできなかったため、4月の下旬(緊急事態宣言の出る前デス)に単独で訪問してきました。車は進入できませんが、道幅も狭く駐車場も僅かですので、車は置いて、参道～三輪神社～古墳群～三輪明神窯の散策コースがおすすめです。

Ⅲ 会員寄稿 『A I と建築設計』

(株) 黒田建築設計事務所
代表取締役専務 浜田 洋光氏 (当会理事)

【A I の可能性】

人工知能 (A I) が人類の知能を超えるという転換点 (技術的特異点:「シンギュラリティ」) が早ければ、2045 年にはやって来るという説があります。A I が分析力や学習力などを発達させ、人間の能力を超える時代が来るということです。学習能力の向上により、A I がより優秀な A I を開発する時間が、指数関数的に早まるとされ、進化の主役が人類から A I に移ろうとしています。このように A I が社会を動かす主導権を握る時代を迎えたとき、人間である建築設計者はどのような役割や使命を果たすことになるのでしょうか。最近、この業界の将来について、期待と不安のはざまで色々と考えることがあります。

昨今、建築設計者を取り巻く情報技術は飛躍的に発達してきていますが、大量の情報を収集・蓄積し、分析するという作業は、元々人間より A I の方が得意としているところです。また人間の専売特許であると思われる情緒的で感覚的な色合いの濃い、コンセプトやイメージの立案でさえ、A I が能力を発揮するところに来ています。

また「オリジナリティ」や「芸術性」といった分野では、過去の作品がモチーフになったり、あるいはインスピレーションを得て咀嚼され、それが自分の中で新たに意味づけられて、新しい作品になるということはよくあることですが、A I はその情報量や分析力により、この分野でも存在感が増して来ることが予想されます。

さて、ここで建築設計という仕事について改めて考えた場合、将来 A I との競争になるということがあるのでしょうか。マスコミでは一時期、A I により「将来なくなる職業」ということが話題になったことがありました。また A I が膨大な情報処理能力を発揮し、そこから提案されたものの選択に迷う建築主に、アドバイスを与えることだけが、建築設計者の役割として残るのでしょうか。あるいは建築設計は、与条件を A I に与えるだけで、後は A I が完璧な図面や資料を作成するということになるのでしょうか。今後の人間と A I の関係や建築設計というものについて少し考えてみたいと思います。

【設計における A I の限界】

建築の設計では、関係する設計と条件は非常に多く、お互い背反することもあるし、また数値化しにくい情緒的なものも加わって、どれを優先するか判断が難しいことが多いものです。

また、建築主は自分の意思や要望などを十分かつ具体的に認識していることは稀です。この場合、建築設計者は対話によってその建築主の思いや要望・期待を明確にし、共有していかなければなりません。「設計」とは与条件を基に、論理を組み立ててものを構築していく作業なのですが、与条件には、この建築主の、論理的でなく、不明瞭で曖昧・模糊とした内容も含まれます。まさに建築設計の難しいところは、人間のそうした混沌とした意識の世界に関わらなければならないことにあります。

今後、建築を取り巻く環境は、さらに高度化や専門化が進むことが予想されます。そして A I がその情報量と分析能力をもって、様々な分野の専門家として、これから多くの設計上の役割を担うことになると思われますが、それでも、最後に、建築主である、混沌とした存在の人間との橋渡しが必要とされることは間違いありません。

設計の最大かつ根源的な喜びは「顧客満足」を得ることにあるとよく言われます。その顧客=建築主の隠れた「満足」、いわゆる設計の過程や結果を含めた「満足」を引き出すには、緊密なコミュニケーションが不可欠です。そして私たちは、設計という作業において、コミュニケーションを通して、目に見えるもの、見えないものも含め「設計と条件」をできるだけ明らかにしようとするのですが、その実現はなかなか難しく、いつも悩んでいるところです。そしてこれはまさに「人間的」な作業で、本来 A I が苦手とする分野です。

【「付度」「斟酌」そして「共感」】

さて、その顧客の「満足」を得るためにコミュニケーションを行う時、建築設計者にとって最も大切なのは「付度」「斟酌」といった「配慮」ではないでしょうか。「付度」は相手の気持ちを押し量ること、「斟酌」も同じような意味で人間関係を円滑に進めることを意図した言葉です。最近「付度」は政治の場ではマイナスイメージで語られることが多いのですが、そこにこそ相手を思いやるという、設計の最も大切な鍵が隠されていると言っても過言ではありません。

このような「付度」や「斟酌」といった心の働きは緊密なコミュニケーションを通して生まれてくるのですが、そのコミュニケーションは相互の理解の上に成り立っている部分があると言えます。

そしてさらに、相互理解を深めるためには、建築主への関心と寄り添う心を持つことが大切です。

特に人に対する寄り添う気持ちは、コミュニケーションの土台であり、その姿勢があれば気持ちの上で相手の話を聴くゆとりが生まれます。さらにゆとりが生まれれば、相手の細かな気持ちの動きに対しても、自然な気づきができ、相手との相互理解が大いに進むことがあります。

さらに、「忖度」「斟酌」といった心の作用と同じく相互理解を深めるうえでもう一つ大事な意識の作用があります。それは「共感」です。「共感」とは「相手の気持ちに寄り添い、相手を理解しようとする意識」で「忖度」や「斟酌」した配慮の後に発生する、相手との一体感を伴う心理的な交流です。仮にA Iが自律的に思考しているようにふるまうとしても、実際には情報の意味を自律的に解釈しているわけではなく、組み込まれた社会規範や判断ルールに基づいて対応しているに過ぎません。

これに反して人間は、それぞれ自分のやり方で世界を観察したり、意味を解釈したり、他者に共感しながら、かけがえのない独自の世界の中で生きていくことができます。

また、共感とは、こちら側が相手の気持ちに単に寄り添うことだけではありません。相手から「この人だったらわかってくれる」「この人だったら信頼できる」と感じてもらえる、相互の信頼関係に根差している心境だと言えます。

建築設計とは世界にただ一つの製品を作ること に似ています。建築主にすべてのものをあらかじめ見せて了承を得るということはできません。できる限りのことは事前に確認を行います。あくまで完成内容に関しては、建築設計者に対して、建築主は全権を委任しているのに近い関係であると考えます。これは、お互いを理解し、信頼できなければ成り立たない世界で、それを成り立たせているのが「共感」という意識です。

この「共感」は社会的動物である「人間」の社会で、根源的に必要とされている精神作用で、人の幸福感にもつながります。建築主がロボットでなく人間の場合、人と人との関係性を考える場合で特に大切なものではないでしょうか。そして、建築主とのこうしたきめ細かい心の交流は、現段階のA Iでは限界があるように思われます。人間の建築設計者こそが、建築主のニーズを巧みな理解力と想像力で浮かび上がらせることができるのです。そしてこれこそがまさに、「人間」の設計者に託された、最後の重要な役割であると思います。

【建築設計で目指すもの】

今後どれほどA Iの社会が発達しても、そこで生活する人間は生身の人間です。人間の心身の進化はA Iに追いつくことは到底できません。だからこそ、その生身の人間が生きがいをもって、ストレスを感じず、快適に過ごすことができるしつらえや空間が大切になります。

また、効率性や利便性の向上だけでは人は満足できないことは明らかで、生きがいや使命感の存在が人の幸福には欠かせません。建築設計上の本当の課題は、あらゆることをA Iに託すことよりも、これら人間に関する何を人間に、そして建築設計者に任せるかを考えることにあるように思います。そのためには、私たち建築設計の業務に携わる者としては、建築主と深い信頼関係を築き、先端技術等でA Iの助けを借りながら、建築主・顧客にとって何が一番大切かを見極め、その課題に真摯に向き合うことからまず始めなければならないと思います。

【最後に】

顧客を含めた様々な人との出会いや、良いも悪いも多くの経験を通じて人間は培われます。そして、「設計する」という行為も、その過程でそれに関わる人間を培い、そして様々な喜びをもたらすものであると思っています。

新しい課題や仕事に挑戦することも「設計する」醍醐味であり喜びの一つです。また、「設計する」行為を通して多くの協力者や同志を得られることも大きな喜びです。さらに、「設計する」という行為には、それまで思い込んでいた自分とは異なる新しい自分を発見する喜びもあります。

このように、「設計する」ということは、設計者が、社会や周辺の人達に働きかけて喜びを得るといふ貴重な行為であると言えます。そのため、この行為は、様々な喜びを設計を通して得られる、設計者自身が本来中心となって行うべきものであると同時に、「建築主にとって一番大切なもの」という核心部分の設計は、決してA Iにとって替ってほしくないものだと思います。

最後にA Iに言いたい。

『A I君、「建築設計」には君にはわからない素晴らしい世界があるよ。一緒にやらないかい。』

Ⅲ 事業紹介

『ファミリーパック（中小企業従業員共済事業） について』

（公財）兵庫県勤労福祉協会
共済部長 足達和則 氏

令和2年4月から、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会共済部長兼共済課長をしている足達と申します。

本稿では、当協会で行っているファミリーパック（兵庫県中小企業共済事業）について紹介したいと思います。

まず、兵庫県勤労福祉協会は、中小企業等に従事する勤労者やその家族、県民等の福祉向上と中小企業の活力増進を図るため、県・市町の施策、労使団体等と緊密な連携を図りながら、勤労者福祉施設の運営や労働福祉に関する相談・支援事業、調査研究事業、勤労者向け福利厚生事業、融資など広範な勤労福祉事業を行っている公益財団法人です。

共済部はそのなかで、企業単独では実施困難な共済制度（兵庫県中小企業従業員共済事業「愛称：ファミリーパック」：①福利厚生事業、②給付事業、③融資事業）を推進しているセクションです。

<ガイドブック表紙>



県内で、兵庫県勤労福祉協会のほかに共済事業を実施しているのは、神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、加古川市（高砂市、稲美町、播磨町も参画）、川西市、伊丹市の7サービスセンターです。

これらの公的な共済事業に加入していない中小企業は、①従業員が会費を出し合い親睦会を構成し旅行や食事会を実施、②企業独自でホテル等と契約して実施、③大企業のグループ会社やフランチャイズの場合は、当該企業の共済組合に加入す

る、④民間の福利厚生サービス（全国展開を行っている大手の福利厚生代行業者は、ベネフィット・ワン、リロクラブ、イーウェルがあります）との契約がありますが、中小企業の大半は特に共済事業は行っていないと思われます。

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会の「ファミリーパック」は、入会金ゼロ、月会費500円/人で、大企業並みの福利厚生事業等が受けれるので、手前味噌ではありますが大変お得だと思っております。具体的に紹介していきましょう。

まず、①福利厚生事業です。この事業は宿泊・レジャー施設や飲食店等の提携店利用の際の会員割引（会員とその家族が提携施設で会員証を提示した際の割引や特典、各種チケット等斡旋）や利用補助（補助額千円の旅行・食事クーポン等利用券6枚、補助額千円の宿泊施設利用券8枚、補助額300円のスポーツ・レクリエーション施設利用券15枚）をはじめ、暮らしに役立つ多様なサービスを、会員ニーズを踏まえながら提供するものです。

会員の方々が身近に、気軽に利用できる施設や指定医療機関を多く確保するために提携店になっていただけたところを日夜、開拓しています。

また、ホームページやメールマガジン等のSNS、会報誌ファミリーパックニュース（年4回発行）通じて会員の方々に積極的に情報提供しています。

<ファミリーパックNEWS：2020年3月>

ご家庭で釣り体験ができる宿
淡路島観光ホテル

自然と暮らす人気アクティビティ「釣り体験」が自慢のホテルです。釣り道具も全てお貸しで専ら。本気で釣りたい方には、釣りに必要なタックルが豊富に、初めての方も安心して釣りをお楽しみいただけます。釣れたお魚はその日の夕食の一品としてご用意します。釣れなかったお魚も新鮮なままお持ち帰りいただけます。お夕食は新鮮な天然魚や高貴な食材のオーガニック料理を使ったこだわりの会席料理やディナーbuffetをご用意します。また、全ての部屋から海や北瀬電車の景観はまさに「絶景」のひととき、新鮮な自然と食を心ゆくまでお楽しみください。

ポイント
1 淡路島観光ホテルオリジナル玉串ドレッシング
お泊りごとのセット

Index

P1-3 専ら 会席料理「絶景」のご紹介	P6 朝ごはんのこだわり	P10 ホテルの天然温泉、プール
P4 2020年4月のサービス情報	P7 レジャー施設、提携センターのご案内	P11 最新情報、お知らせ
P5 最新ニュース	P8 イベント・お楽しみ会	P12 読者の声、お問い合わせ

発行：（公財）兵庫県勤労福祉協会 共済部 [ファミリーパック]
〒650-0001 神戸市中央区下山手通7丁目2番28号
TEL:078-341-1520 FAX:078-341-1520
E:mail:info@family-pack.tkyo.jp URL: http://www.family-pack.tkyo.jp

次に、給付事業です。給付には、結婚（2万円）、出産（5万円）お子様の小学校入学（5万円）等の祝金、傷病（最高2万円）・災害見舞金（床上浸水・半壊・半焼1万円、全壊・全焼・流失3万円）、死亡弔慰金（最高本人7万円）、勤続報奨金（勤続年数5、10、15、25、35、40年：5千円～2万円）、退職餞別金（5千円）など会員の方々及びそのご家族のライフステージに応じた12種類があります。

最後に、融資斡旋事業です。県内に本支店を置く14の信用金庫等の指定金融機関と連携し、日常の急な生活費（貸付限度額50万円）、自動車・教育・葬祭等の特別に必要な資金（貸付限度額200万円）や住宅資金（貸付限度額400万円）等に低金利（年1.2%）で融資を斡旋しています。

では、このファミリーパックで特徴的なことを紹介します。

まず、最近では就労形態が多様化するなかで、正規雇用労働者が減少する一方でパート、アルバイトなどの非正規雇用労働者が増加して処遇面での格差が問題となっていますが、こうした状況下で、県内中小・零細企業に就職する非正規雇用労働者の皆さんも当協会のファミリーパックに加入しやすくするために、年間会費6千円（月500円）のところ、最大3年にわたり1/2助成する制度（年会費6千円×1/2×3年で9千円/一人）を設けています。これは、これまで加入に至らなかった加入事業所のパート等非正規雇用労働者の追加加入を働きかけるものです。

次に、働く方々の健康と元気な職場を応援する目的で、一つは、人間ドック・脳ドック検診の補助です。人間ドックは会員とその配偶者（満35歳以上）が支払う検診料が2万円以上の場合には各々2万円、検診料1万円以上2万円未満の場合には各々1万円の補助が受けられます。

脳ドックは同様に、検診料が1万円以上の場合に1万円の補助が受けられます。

もう一つは、インフルエンザの予防接種で、会員とその配偶者が支払う料金が3千円以上の場合には各々3千円、料金が2千円以上3千円未満の場合には2千円の補助が受けられます。

以上、簡単にファミリーパックを紹介しましたが、**お得なファミリーパックに加入することをご検討いただければ幸いです。**

ひょうごファミリーパックに関する問い合わせ先の電話は下記の共済部共済課です。

078(351)6786

紹介はこのくらいにしまして、この原稿を執筆しているのは5月中旬ですが、兵庫県でも感染者が700件を超え、新型コロナウイルス感染症で緊急事態宣言の発令が継続中です。

ひょうごファミリーパックには3月末で、2,254の事業所、会員数29,029人に加入いただけていますが、4月は年度の変わりめで、会員証の発行、ガイドブックの発送、給付金の申請や決算等多忙なうえに、個人情報取り扱い、発送業務等在宅では難しいことも多いのですが、外回りの営業をすべて休止しているため、そういった職員を中心に在宅勤務をしてもらっています。また、出勤を時差出勤にもらったり、出勤日を土日に振替えてもらったりして、職員全員が何らかの対応をしています。

さらに、職場の入り口に次亜塩素酸水溶液を置いて、入室者に消毒してもらっているほか、常に窓をあけておいて換気をしており、会議室を借りて作業場として使用するなどして3密を避けています。出口が未だ見えない新型コロナウイルス感染症ですが、できる限りお客様へのサービスの質を落とさず、頑張っていきたいと思っております。

<ファミリーパック：パンフレット>

2020年度版

中小企業様へ特化 安心・安定の福利厚生制度 ひょうごファミリーパック

中小企業様の福利厚生をひとり**2ヶ月1,000円**で代行します。

日常生活費	50万円
教育費 自動車購入費等	200万円
住宅の購入、増改築費等	400万円

一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター加盟 (国庫 全国センター)

(公財)兵庫県勤労者福祉協会 共済部
☎078-351-6786 受付時間:平日9:00-17:30

ひょうごファミリーパック



V お知らせ

◎行事案内

1 令和2年度定時総会

定時総会は5月19日に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり延期することになりました。

日時：令和2年6月18日（木）

14：00～15：00

場所：兵庫県建設会館 会員ホール
神戸市西区美賀多台1-1-2

2 研修交流会

日時：令和2年6月25日（木）

9：03スタート

場所：城山ゴルフ倶楽部

3 第484回及び第485回月例会の中止

6月、7月に予定していました月例会は、講師の先生と調整をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止することになりました。

なお、次回以後の月例会は下記の予定ですので、奮って参加いただきますようお願いいたします。

第486回月例会

日時：9月10日（木）

12：00～14：00

場所：西村屋和味旬彩
演題：「関西モダニズム建築
近代神戸の小学校建築史」

講師：京都華頂大学教授 川嶋 友生 氏

第487回月例会

日時：10月8日（木）

12：00～14：00

場所：東急REIホテル
演題：「日々の暮らしにクラシックを」
講師：チェロ奏者、大阪音楽大学講師
植木 美帆 氏

なお、これら行事につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に鑑みて、中止、延期等が想定されます。変更等のお知らせは郵便、メール等でご案内しますのでご了承ください。



(アジサイ：神戸市立森林植物園 撮影 2018.06)

◎表彰者の募集

令和2年度兵庫県優秀施工者賞及び若手優秀施工者賞候補者の推薦をお願いしています。5月13日のメールでご案内していますが、募集期間が迫っていますのでご注意ください。

◎事務局だより

○コロナ禍のなかで

昨年12月末に中国武漢市で発生したといわれる「新型コロナウイルス」は半年もたたないうちに世界中に拡大しています。（感染者数は既に500万人に、死者は30万人を超えています。）

ウイルスは宿主に併せて変異を続けるようで、細かく区分すると既に5000種に枝分かれしているそうです。そして大まかには中国が第1型で、欧州が第2型、そして今猛威を奮っている米国が第3型といわれています。ということは日本型への変異も考えられるかもしれません。

現在、日本国中で拡大防止の努力が続けられ、3密を避けた行動規範を守るなど、必死の対策が講じてこられました。

兵庫県でも緊急事態宣言が解除され、今のところ幸いにも終息への兆しがほんの少し見えだしてはきています。

ウイルスとの戦いは長期戦であり、ここで小休止するわけにはいかないと思います。

前向きで辛抱強い対応がさらに必要ではないでしょうか。

○もうひとつ心配なこと

新型コロナウイルスへの奮戦が続いていますが、関連して最近話題になっていることがあります。それはこれから水害の季節がやって来ることです。

兵庫県でも但馬地域、佐用、神戸市内と大きな水災害が起こっていることは記憶にあると思います。当然このような場合には避難を余儀なくされることがあります。避難所は3密の典型的な場所で、対応は非常に難しくなることが想定されています。

このように、今後コロナ禍だけでなく、複合的な災禍を考えておくことが大切です。

一人ひとりが最悪の状況を想定しておくことが危機管理の要諦だということを念頭に行動していただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る「兵庫県緊急用トップページ」のリンクですので、ご活用ください。

<http://web.pref.hyogo.jp/index.html>

事務局	：	吉本義幸、石井滝実子
電話	：	078-996-2851
FAX	：	078-996-2852
Email	：	archit-k@axel.ocn.ne.jp

安心をカタチに

兵庫県住宅再建共済制度 フェニックス共済



自然災害から守りたい「住まい」と「暮らし」



今後、もしも！！

南海トラフ地震が発生したら

- ▶ 30年以内の発生確率 最大 80%!
- ▶ 県内の被害想定 全半壊 21.5万棟!

活断層地震が発生したら

- ▶ 油断できない「山崎断層帯」「上町断層帯」など

大型台風が直撃したら

豪雨による災害が発生したら

自然災害で被災した
住まいの再建に備えて **兵庫県が実施する共助のしくみ!**

県内に住宅(戸建て・マンションなど)をお持ちの方に

住宅再建共済

年額5,000円で
再建、補修時等に
最大**600万円**給付!

※半壊(損害割合 20%)以上

一部損壊特約

年額500円で
補修時等に
25万円給付!

※損害割合10%以上20%未満

県内の住宅(借家含む)にお住まいの方に

家財再建共済

単独加入 年額1,500円で
住宅とセット加入の場合 年額1,000円で
購入・修復時に 最大**50万円**給付!

※床上浸水・半壊以上

※住宅の被害認定(損害割合)は、住宅の所在する市町が発行する「リ災証明書」によります。

- 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
- 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

お問い合わせ

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

コールセンター **078-362-9400** (平日9:00~17:00)
FAX: 078-362-4082

E-mail jutakukyosaikikln@pref.hyogo.lg.jp

フェニックス共済 検索 加入申込書はダウンロードできます



「加入申込書付きパンフレット」は、県庁・県民局・県民センター・市役所・町役場・郵便局(簡易郵便局除く)にあります。

クレジットカードでのお支払いの方は、インターネットからのご加入が便利です!

『兵庫県住宅再建共済制度』の詳細は次からご覧いただけます。
兵庫県住宅再建共済基金HP → <http://phoenix.jutakusaiken.jp/>

